

島教保第45号
平成29年4月26日

県立学校長 様

学校企画課長
教育指導課長
保健体育課長
社会教育課長

学校教育活動の範囲及び部活動等における各種大会の生徒引率
の取扱いについて（通知）

学校教育活動の範囲及び部活動等における各種大会の生徒引率については、「部活動等における校外教育活動の生徒の取扱いについて」（平成17年7月28日付け島教保第617号）によって実施してきましたが、今日の学校現場の現状、手続き負担軽減の観点から、生徒引率する者を当該校の「教員」から「教育職員」とし、実習主任又は実習助手の引率時に必要であった「部活動等引率申請書」を廃止することとしたので、所属教職員に周知するとともに、その運用に当たっては十分ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、この取扱いは平成29年5月1日より適用し、「部活動等における校外教育活動の生徒の取扱いについて」（平成17年7月28日付け島教保第617号）は廃止します。

記

1 学校教育活動の範囲

- (1) 部・同好会として認められ当該校の教育職員が指導している活動は学校教育活動とする。
- (2) 部・同好会として組織されていないが校長が必要と認め、当該校の教育職員が指導している活動は学校教育活動とする。
- (3) (1) (2) 以外の活動は学校教育活動以外の活動とする。

2 生徒引率

- (1) 生徒引率は原則として当該校の教育職員とする。
- (2) 当該校の教育職員が引率できない特別な事情がある場合に限り、当該大会に生徒引率で参加する、他の県立学校の教育職員に引率を委任することができる。

3 委任

上記2の(2)の委任の手続きは、委任校、被委任校の校長間で委任承諾の文書を交換する。

学校企画課 0852-22-6308 保健体育課 0852-22-5426
--